

NewsLetter

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.39 2024.11.29

Chairman's Column

今後の（個人的な）アクション

早いもので2024年も残すところ2ヵ月を切りました。年々年を取るスピードが加速しているようで、わたしも気が付けばもう還暦手前です。この年になって思うのは、ずばり後悔しない生き方をしたいということです。わたしは高校まで故郷四国松山、大学からは東京に来てしまったので、もはや東京の暮らしがすっかりと定着しております。独立以降もずっと仕事中心の生活だったため、地元には盆暮れくらいしか帰省しませんでした。ここにきて両親も高齢化し、昔から少し心の中でモヤッとしていた帰省の頻度を高めてみようと思っていました。リモートワークも出来るので、2年前から月1くらいで帰省しており、両親との時間を持っておりますが、かといって特別にどこかに出かけたりするわけではなく、相撲のテレビ観戦や大河ドラマを見たりなどです。とりとめもない普通のことなのですが、両親も嬉しそうですし、わたし自身もモヤモヤが少しほぐれた気がしております。

ドジャース大谷翔平は、中学生からの目標で年表を作り、次々に実現してきたようですが、わたしもゴールを設定し、そこから逆算して差分を埋めるようなことをしてみる時期が来たようです。上場会社で言うと中長期計画の策定と実行のまさにそれですね。

わたしが参考にしているのは「死ぬときに後悔すること25（大津秀一著）」という緩和ケアの医師が書いた本です。少々重い話かもしれませんが、多くの方を見取られた医師が実体験から書いた本なので説得力があります。「会いたい人に会えなかった」「行ってみたかった場所に行けなかった」などありますが、文字に落とせるくらい後悔することが明確であれば、すぐに出来ることはやってみる、すぐに出来ないことは予定を立ててやってみる、それで出来れば良いのではないかと思います。兎に角く何かしらのアクションを起こし、今は後悔しないで生きたいと思えます。わたしの周りの成功されている経営者の多くは、フットワークが軽くどこへでも気軽に行きます。

当面のわたしの目標は、故郷松山か都内以外に住むことです。こんなに広い日本、世界、たったの2ヵ所しか住んだことがないことにモヤモヤを感じておりました。そしてその場合でも、何か食べられない物や、腰や膝が痛いなどとなったら辛いものがあります。それに伴い日ごろのカラダのメンテをしっかりとやりたいものです。

これから年末で皆様も忘年会やイベントでお忙しいと思いますが、体のケアと飲食関係にはくれぐれもお気を付け下さい。

代表取締役会長 松澤 和浩



NewsLetter

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.39 2024.11.29

不動産マーケット情報

スキーリゾート

今年の冬はラニーニャの影響で、特に日本海側で平年以上の積雪が予想されているそうです。

私が外資系不動産会社に勤務していた頃、日本でのスキー人口が激減するのと入れ違いで、パウダースノーに着目したオーストラリア人投資家が北海道のニセコに投資を始めました。カナダにある世界最大級のスキーリゾートであるウィスラー・ブラックコム

(Whistler Blackcomb) に肩を並べるようなスキーリゾートを目指したいとのことだったのですが、あれから18年が経ち、ニセコブランドは高級スキーリゾートとして確立しつつあるように思われます。

ちょうど1年ほど前に、シンガポール資本の妙高高原のスキーリゾートへの2000億円規模の投資が発表されました (<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2023-10-10/S2BC3EDWLU6801>)。妙高高原周辺には有名なスキー場に加え、多くの温泉や酒蔵が点在していて、さらには新幹線や高速道路により東京からのアクセスが容易なため、ニセコと比べても優位性が認められるようです。

実は私、3年ほど前に妙高市に隣接する上越市に古民家を譲り受け、なんとか自力で住めるように修復し、たまに休日に滞在したりしているのですが、近くなので今年の始めに初めて日帰り妙高高原にスキーをしに行ってみました。赤倉や池の平などのスキー場に行ってきたのですが、そのとき驚いたのは、スキー客の9割くらいが欧米人だったことです。また、リフト券の価格が年々上がっているそうで、2年前5500円だった1日券が今年は7500円になっていました。もち



ろん、燃料費の上昇もあるとは思いますが、インバウンドの動向も関係があるのかもしれませんが。妙高市の職員の方とお話したところ、インバウンド観光客に加え、移住する外国人の方も増えているようでした。

ちなみに妙高市（人口3万人弱）は自然豊かで、日本百名山の一つである絶景妙高山の麓に多くのスキー場を抱えています。7年前には韓国資本「ロッテグループ」が、破綻したスキーリゾートを買収して「ロッテアライリゾート」として再オープンさせています。

また、すぐ隣にある上越市は新潟県第3位の都市（人口20万人ほど）で、かつては戦国武将上杉謙信の城下町でした。市内には日本で一番古い「金谷山スキー場」や、日本最古の映画館「高田世界館」など古いものが現存しているとともに、以前の日本酒ブームのときに「幻の酒」と言われていた「雪中梅」を醸造する丸山酒造場をはじめとして12の酒蔵を擁し、昔から日本中に杜氏を送り出してきた地域として知られています。とにかく日本酒が安くて美味しいので、来るとついつい飲みすぎてしまいます（笑）

ナレッジマネジメント室 平井 茂

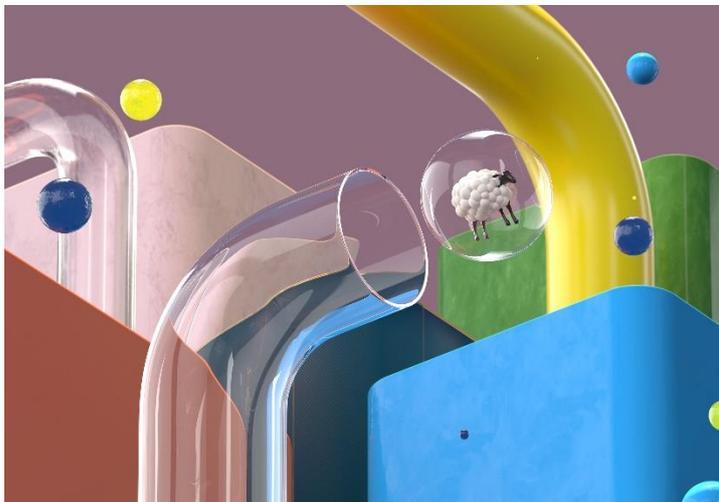
Monthly Topic

非上場株式への投資について

非上場株式に個人が投資する手段が増えてきています。いままでは、創業者メンバーの出資や一部の投資家が行っているエンジェル投資などが主でしたが、日本の証券会社とブラックストーンやKKRなどの大手ファンドが組んで今までプロ向けであったプライベートエクイティファンドへ投資できる機会なども出てきています。また、2024年2月に投資信託協会が個人投資家に非上場株式の投資間口を広げ、スタートアップにリスクマネーを供給するため自主規制ルールを改正したことから、純資産額の15%を上限に非上場株式の投資信託への組み入れが可能になりました。それによって日本の投資信託においても非上場株式を組み入れるファンドの設定が増えてきています。また、クラウドファンディングにおいてもスタートアップが株式や新株予約権で資金調達をするケースも増えてきています。いままでは、VCやCVCからの資金調達が難しいスタート

アップがクラウドファンディングで資金調達するケースが多かったような印象ですが、最近では自社の商品やサービスの認知度を高める目的で出資を募るケースもあり、寄付型や購入型のクラウドファンディングに近い形で株式投資型クラウドファンディングが使われている事例も存在するようです。エンジェル税制も個人がリスクマネーをスタートアップに投資することを後押ししています。通常の株式投資型クラウドファンディングでできる資金調達は1年間に1億円未満、特定投資家以外の投資家は同一の会社について1年間に50万以下という制限が設けられていますが、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）が新たに制度化されミドルやレイター期のスタートアップが多額の資金調達を、株式投資型クラウドファンディングを通じて行うことも可能になりました。時価総額1000億円を超えるユニコーン企業のTBMがFUNDINNOのプラットフォームで資金調達を行ったのが国内初の事例となります。スタートアップの非上場株式への投資は上場株式の投資と比べてリスクも高いものではありませんが、より多くのスタートアップへリスクマネーが流れる仕組みが広がっていくことで日本のスタートアップエコシステムが発展していくことを願っています。投資はあくまで自己責任で。

ASAアドバイザー 吉岡 淳



NewsLetter

会計税務トピック

森林環境税

これまで発刊させていただいた NewsLetterの会計税務トピックスについては主に法人に関する項目を掲載させていただいたのですが、今回は趣向を変えて個人の住民税の項目について触れていきたいと思えます。皆さんは令和6年度よりいきなり課された税金『森林環境税』を御存じでしょうか。

2011年の東日本大震災により住民税としての復興特別税が2014年から2023年まで住民税均等割として一律千円が課されておりましたが、今回、この復興特別税が終了したと同時に新たに同額の千円が課されることとなった税金です。復興特別税が終わって『ヤレヤレ・・・』というところに名前を変えられた税金が新たに課された、ということになります。

こちらの森林環境税の導入の経緯ですが『森林環境の整備』『林業の担い手』『パリ協定の枠組みでの温室効果ガス削減目標の達成』のために導入されたものとなります。森林環境税の仕組みですが、令和5年度以前は国からの財源（元々は税金かもしれませんが・・・）を元手に各市町村に『森林環境譲与税』として配賦されておりました。しかし、令和6年度よりこちらを国の財源でなく国民から『森林環境税』という名目で各市町村から徴収され、都道府県を経由して国に納付し、国に納付された森林環境税を原資として国は『森林環境譲与税』という名目に変更して各市町村に次の割合で配布されることとなります（実質的に森林環境譲与税を国民から徴収したこととなります）。

- ・ 50%：森林環境面積を基準（55%に将来引き上げられる見込み）
- ・ 30%：人口割合を基準（25%に将来引き下げられる見込み）
- ・ 20%：林業就業者を基準

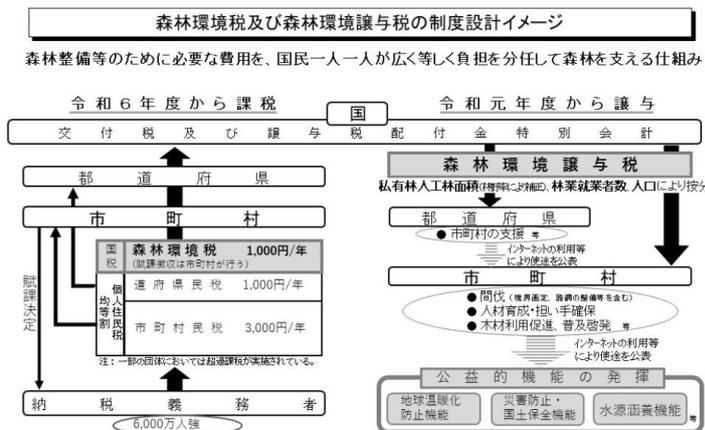
森林環境税は日本に住所を有する個人に課税されることとなります。（災害等で甚大な被害を受けた方等は除かれます。）

金額的に見れば元々徴収されてた復興特別税が名目を変えただけで、納付税額も年間で千円と変わらないため直ちに生活に影響を及ぼすものではないかもしれませんが、しかし、終わる予定の税金が名前を変えて新たに徴収されていくことになっております。

我々国民の負担が軽減される日はいついつになるのやら・・・。

そんな日がいつかは訪れるといいですね。

ナレッジマネジメント室 山崎 玄登 茂



出典:林野庁 https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

NewsLetter

～ オルタナ投資の今を届けるマガジン～

Vol.39 2024.11.29

編集後記

「皆さんの会社の働き方や座席はどうなっているでしょうか。在宅勤務はできますか。固定席ですか。フリーアドレスですか。コロナ禍を経て、オフィスの働き方は大きく変わりました。在宅勤務も増えましたし、オフィス環境も、フリーアドレス化やグループアドレス化され、そこではメリットもデメリットも多くでてきているようです。メンバーが孤独感を抱えたり、チームの一体感が阻害されたりという理由で、アメリカでも上場企業が在宅勤務からオフィス勤務に舵を切り始めています。それでも、完全出社に切り替える企

業よりも採用においてはまだまだ一部在宅可の企業の方が応募は多いように思います。働く環境について、皆さんはどう思われますか？

Newsletter編集長 村田 淳

